

電動キックボード

～県内を走行する電動キックボードの区分は原動機付自転車～

電動式のモーター(原動機(定格出力0.60キロワット以下))により走行する電動キックボードは、道路運送車両法上の原動機付自転車に当たります。

よって、道路走行時は、車道通行、ヘルメット着用など、原動機付自転車についての道路交通法の規定が適用されます。



車両区分	乗車用ヘルメット	運転免許	走行場所			
			車道	普通自転車専用通行帯	自転車道	歩車道の区別のない道路
原動機付自転車	必要	原動機付自転車が運転可能な運転免許	○	×	×	○

その他、制動装置、前照灯、番号灯、方向指示器等の構造及び装置について道路運送車両法の保安基準に適合していなければ走行してはいけません。

注) 電動キックボードを運転するためには、自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済に入らなければなりません。また、軽自動車税(市町村税)を納付した際に交付される標識を取り付けなければなりません。



鳥取県は
対象外だよ!!

TOPIC

本年4月から、「産業競争力強化法」に基づいて、特定事業者から貸し渡される**小型特殊自動車に該当する電動キックボード**が国内の一部地域で走行できるようになりました。

同地域では車道だけでなく、普通自転車専用通行帯や自転車道の通行も可能となり、ヘルメットの着用も任意になります。

【本年11月現在の走行可能地域】

東京都、千葉県、神奈川県、長野県、福島県、大阪府、京都府、兵庫県及び福岡県の一部